

固定資産税 都市計画税のお知らせ

納税通知書を納税者（令和8年1月1日の所有者）に送付します

☎ 住民生活課税務係 ①②番窓口 TEL 64・1106

◆令和8年度から固定資産税の税率が変わりました。
1.5% ↓ 1.4%

（同一人が所有する「すべての土地の課税標準額の合計」が30万円、「すべての家屋の課税標準額の合計」が20万円、「すべての償却資産の課税標準額の合計」が150万円に満たない時には、課税されません。【免税点】）

よって土地、家屋、償却資産のいずれも、免税点未満の場合、通知書は送付されません

◆土地・家屋は、次の内容が記載された「課税明細書」を同封していますので、現況とのご確認をお願いします。

土地：所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額
家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額



◆6月1日まで土地（家屋）価格等縦覧帳簿の閲覧ができます。

土地・家屋の納税者は、町内の全ての土地・家屋の価格等を縦覧できます。縦覧場所は税務係です。

◆次のような変更がある場合には、随時届出てください。

- 家屋を増改築・取壊したとき
- 土地の用途変更をしたとき（住宅用地の軽減など）

- 軽減を受ける申し出（長期優良住宅の取得、耐震・バリアフリー・省エネのための改修など）

※ただし、軽減を受けるには各条件があります。

◆重複納付にご注意ください！

口座振替納付以外の方には、年4回納期の納付書と一括納付書（5月末期限）を同封しますので、どちらかで納めてください。

全期前納の納付書には「全」と記載されています。納付期限は6月1日（月）です。

土地の課税について

令和7年中に町内すべての地籍調査の登記が完了しましたので、今年度より登記面積による課税を行います。ご理解よろしく申し上げます。



未納となっている町税がある場合はすみやかに納付してください

滞納が解消されない場合は、金融機関へ預金調査や勤務先・取引先への調査など、納税義務者の意思にかかわらず差押え等の滞納処分を執行することになります。

生活が苦しいなど、やむを得ない事情があるときは、納期限までに必ず税務係までご相談ください。